

2026年3月26日

各 位

住 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
 会 社 名 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社
 代 表 者 代表執行役会長兼社長 CEO 高島 秀行
 (コード番号: 7177 東証スタンダード)
 問 合 せ 先 常 務 執 行 役 CFO 山本 樹
 T E L 03-6221-0183
 U R L <https://www.gmofh.com/>

当社及び連結子会社における財務上の特約が付された
 コミットメントライン契約に基づく資金の借入に関するお知らせ

当社及び当社の連結子会社である GMO クリック証券株式会社は、財務上の特約が付されたコミットメントライン契約に基づき、本日、資金の借入を決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社における借入の概要

(1) 借入を実施する理由

関係会社運転資金として資金調達をするもの

(2) コミットメントライン契約及び借入の内容

①	契 約 締 結 日	2026年3月26日
②	契 約 形 態	シンジケーション方式コミットメントライン
③	契 約 期 間	2026年3月26日～2027年3月31日
④	ア レ ン ジ ャ ー 兼 エ ー ジェ ント	三井住友信託銀行株式会社
⑤	借 入 日	2026年3月31日
⑥	借 入 金 額	55億円
⑦	弁 済 期 限	2026年4月30日
⑧	担 保 の 内 容	無担保
⑨	貸 付 人 の 属 性	三井住友信託銀行株式会社、地方銀行1行

(3) コミットメントライン契約に付される財務上の特約の内容

本契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触し、多数貸付人の請求に基づくエージェントからの通知を受けた場合には、期限の利益を喪失します。

- 各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の金額を直前の連結会計年度

の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

- 各四半期会計期間末日における連結損益計算書において、当該四半期会計期間が属する事業年度における各四半期会計期間の累計期間における営業損益、経常損益及び当期純損益に関し、いずれも損失を計上しないこと。
- GMO クリック証券株式会社の各事業年度及び各四半期会計期間末日において、金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより算出している自己資本規制比率が200%以下とならないこと。
- GMO クリック証券株式会社の各事業年度及び各四半期会計期間末日において、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額のうち、外国為替リスク相当額を300百万円以下とすること。
- GMO クリック証券株式会社の各四半期会計期間末日の単体の損益計算書において、当該四半期会計期間が属する事業年度における各四半期会計期間の累計期間における営業損益、経常損益及び当期純損益に関し、いずれも損失を計上しないこと。
- GMO クリック証券株式会社において、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」）の規則に基づき実施されるストレステストの最大想定損失額が固定化されていない自己資本の額を上回った場合には、当該事象発生日から起算して3営業日以内にその旨をエージェント及び全貸付人に報告すること。また、当該事象の発生に伴い、本協会及び金融庁等により、本協会規則・法令・行政上等に関する一切の処分・命令を受けないこと。

2. 連結子会社における借入の概要

(1) 当該連結子会社の概要

①	名 称	GMO クリック証券株式会社
②	住 所	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
③	代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 高島 秀行
④	主 な 事 業 内 容	金融商品取引業、商品先物取引業
⑤	資 本 金 の 額	4,346 百万円

(2) 当該連結子会社が借入を実施する理由

証券事業における一時的な資金需要及び運転資金として資金調達をするもの

(3) 当該連結子会社におけるコミットメントライン契約及び借入の内容

< 契約 1 >

①	契 約 締 結 日	2025 年 9 月 25 日
②	契 約 形 態	シンジケーション方式コミットメントライン
③	契 約 期 間	2025 年 9 月 25 日～2026 年 9 月 30 日
④	ア レ ン ジ ャ ー 兼 エ ー ジェ ント	株式会社あおぞら銀行
⑤	借 入 日	2026 年 3 月 30 日
⑥	借 入 金 額	100 億円

⑦	弁 済 期 限	2026年4月3日
⑧	担 保 の 内 容	無担保
⑨	貸 付 人 の 属 性	株式会社あおぞら銀行、地方銀行5行、第二地方銀行1行

<契約2>

①	契 約 締 結 日	2026年3月26日
②	契 約 形 態	シンジケーション方式コミットメントライン
③	契 約 期 間	2026年3月26日～2027年3月31日
④	ア レ ン ジ ャ ー 兼 エ ー ジェ ン ト	三井住友信託銀行株式会社
⑤	借 入 日	2026年3月31日
⑥	借 入 金 額	60億円
⑦	弁 済 期 限	2026年4月30日
⑧	担 保 の 内 容	無担保
⑨	貸 付 人 の 属 性	三井住友信託銀行株式会社、地方銀行3行、第二地方銀行1行

(4) 当該連結子会社におけるコミットメントライン契約に付される財務上の特約の内容

<契約1>

本契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触し、多数貸付人の請求に基づくエージェントからの通知を受けた場合には、期限の利益を喪失します。

- 各四半期末日において、金融商品取引法第46条の6第1項に定めにより算出している自己資本規制比率が、200%を下回らないこと。
- 各四半期末日において、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定される市場リスク相当額のうち、外国為替リスク相当額を300百万円以下に維持すること。
- 各四半期末日の単体における損益計算書上、当該四半期累計期間の営業損益が損失とならないようにすること。

<契約2>

本契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触し、多数貸付人の請求に基づくエージェントからの通知を受けた場合には、期限の利益を喪失します。

- 各四半期会計期間末日の単体の損益計算書において、当該四半期会計期間が属する事業年度における各四半期会計期間の累計期間における営業損益、経常損益及び当期純損益に関し、いずれも損失を計上しないこと。
- 各事業年度及び各四半期会計期間末日において、金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより算出している自己資本規制比率が200%以下とならないこと。
- 各事業年度及び各四半期会計期間末日において、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額のうち、外国為替リスク相当額を300百万円以下とすること。
- 一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」）の規則に基づき実施されるストレステストの最大

想定損失額が固定化されていない自己資本の額を上回った場合には、当該事象発生日から起算して3営業日以内にその旨をエージェント及び全貸付人に報告すること。また、当該事象の発生に伴い、本協会及び金融庁等により、本協会規則・法令・行政上等に関する一切の処分・命令を受けないこと。

3. 今後の見通し

本件の実施による当社の連結業績に与える影響は軽微です。

以 上